

## ◎総合計画策定に係る議会の議決について

別海町の総合計画は、10年間を区切りとして策定しており、令和元年度からは第7次の計画がスタートしています。また、総合計画の構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」となっています。

以前は、総合計画の議決について、地方自治法に次の規定がありました。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、上記の規定がなくなり、基本構想の策定及び議会の議決を経るかどうかは、自治体の判断に委ねられることとなりました。

このことから、本町では第7次総合計画の策定に当たっては、基本構想を定めていますが、議会の議決を経ていません。

なお、策定の過程で逐次、議会に対する経過報告しており、議会からの意見も取り入れながら総合計画を策定しています。

平成23年4月1日から施行した「別海町自治基本条例」の逐条解説、第35条の解説中「~議会の議決を経て総合計画を定めるとともに~」と記載があることから、実態と違うとの指摘を議会から受けたところです。

また、現在、町議会で「別海町議会基本条例」の策定に向けて、準備が進められており、総合計画策定について、議決事件とした方がよいとの意見を出ているようです。

これまで、逐条解説は町ホームページ上に掲載していましたが、現在は、これらの理由から掲載を取りやめ、条文のみの掲載となっています。町議会の検討状況などを見ながら逐条解説の文言を整理していきたいと考えています。